

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県理学療法士等修学資金貸与条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第三十六号）（社会福祉課）

一 趣旨

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の施行に伴い、理学療法士等修学資金の返還免除の要件を改めるための改正

二 内容

修学資金の返還免除の要件となる業務就労年数が短縮される過疎地域での就労に関して、過疎地域の定義として引用する法律を改めるための改正

三 施行期日

公布の日から施行し、令和三年四月一日から適用